



# 青森県報

号外第九十三号

平成十三年十月三十一日(水曜日)

目次  
告示

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ○鳥獣保護区の設定の一部改正  | (自然保護課) : 一 |
| ○右 同            | ( ) : 一     |
| ○右 同            | ( ) : 五     |
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指定 | ( ) : 七     |
| ○休獵区の設定         | ( ) : 三     |
| ○銃獵禁止区域の設定      | ( ) : 二     |
| ○右 同            | ( ) : 二     |
| ○銃獵禁止区域の設定の一部改正 | ( ) : 三     |
| ○右 同            | ( ) : 三     |

告示

第一号の2及び3を次のように改める。

## 2 区域

青森県知事 木村守男

昭和四十六年十月二十八日青森県告示第八百六十三号(鳥獣保護区の設定)をもって告示した沢辺鳥獣保護区、大和山鳥獣保護区及び鮫鳥獣保護区の区域の表示を変更し、並びに鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)第一条第二項の規定により、同告示をもって告示した沢辺鳥獣保護区、津軽フラーセンター鳥獣保護区、大和山鳥獣保護区及び鮫鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成十三年十月三十一日

## 青森県告示第五百七十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)第一条第二項の規定により、昭和三十六年一月十一日青森県告示第十二号(鳥獣保護区の設定)をもって告示した美山湖鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

西津軽郡岩崎村大字沢辺地内の最大高潮時海岸線(以下「海岸線」という。)と深浦町と岩崎村の町村界との交点を起点とし、同点から同町村界を東に進み県道岩崎深浦線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み東日本旅客鉄道株式会社五能線との交点に至り、同点から同五能線を南西に進み玉坂川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は別図)のとおり

3 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

## 青森県告示第五百八十一号

昭和五十六年十月三十一日青森県告示第九百十三号（鳥獣保護区の設定）をもって告示した岩木山鳥獣保護区、紅葉山鳥獣保護区及び黒森山鳥獣保護区の区域の表示を変更し、並びに鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項の規定により、同告示をもって告示した岩木山鳥獣保護区、紅葉山鳥獣保護区、黒森山鳥獣保護区及び十三湖鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

第一号の2及び3を次のように改める。

## 2 区域

中津軽郡岩木町大字百沢地内国有林津軽森林管理署一七林班イ<sup>2</sup>小班、二八林班イ<sup>2</sup>小班、二九林班イ<sup>2</sup>小班、三〇林班イ<sup>2</sup>小班、三一林班ヘ<sup>2</sup>小班、三二林班イ小班、三三林班イ<sup>2</sup>小班、三四林班イ小班、三五林班イ小班、三七林班イ<sup>2</sup>小班、三八林班イ<sup>2</sup>小班、四一林班イ小班、四二林班イ小班、四四林班イ小班、四五林班イ小班、四六林班イ<sup>1</sup>及びイ<sup>2</sup>の各小班並びにこれらに囲まれた区域一円（図面は別図一のとおり）

## 3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

第一号の2及び3を次のように改める。

## 2 区域

黒石市大字南中野地内国道一〇二号と市道南中野本通り線との交点を起点とし、同点から同市道を北東に進み市道南中野七号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道三九四号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み農道中里線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み林道田代平線との交点に至り、同点から同林道を東に進み農道田代線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み農道板留線との交点に至り、同点から同農道を南西に進み国道一〇二号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図二のとおり）

## 3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

第三号の2及び3を次のように改める。

## 2 区域

黒石市大字南中野字黒森地内市道長坂・淨仙寺線と国道三九四号との交点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道大河原・黒森二号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み森合沢との交点に至り、同点から同沢を西北に進み広域基幹林道上十三・大川原線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道長坂・淨仙寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み遊歩道との交点に至り、同点から同遊歩道を南東に進み市道長坂・淨仙寺線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図三のとおり）

別図二を次のように改める。  
平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

**青森県告示第五百八十二号**

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノハ第三項の規定により鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十一条において準用する同令第二十条の規定により告示する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

- 一 及び二六の一五二（図面は別図三のとおり）  
 四 平成十三年十一月一日から  
 3 存続期間 平成二十三年十月三十一日まで
- 2 区域 西津軽郡岩崎村大字沢辺地内沢辺鳥獣保護区のうち海岸の国有地の区域（図面は別図四のとおり）

3 存続期間 平成十三年十一月一日から  
 平成二十三年十月三十一日まで

- 一 1 名称 鮫鳥獣保護区特別保護地区  
 2 区域 八戸市大字鮫町地内鮫鳥獣保護区のうち蕪島国有地（字鮫五七）及び同島内にある神社敷地（字鮫五六の二）（図面は別図一のとおり）  
 3 存続期間 平成十三年十一月一日から

平成二十三年十月三十一日まで

- 二 1 名称 岩木山鳥獣保護区特別保護地区  
 2 区域 中津軽郡岩木町大字百沢地内国有林津軽森林管理署一七林班イ<sup>2</sup>小班、二八林班イ<sup>2</sup>小班、二九林班イ<sup>2</sup>小班、三〇林班イ<sup>2</sup>小班、三一林班ヘ<sup>2</sup>小班、三二林班イ<sup>2</sup>小班、三三林班イ<sup>2</sup>小班、三四林班イ小班、三五林班イ小班、三七林班イ<sup>2</sup>小班、三八林班イ<sup>2</sup>小班、四一林班イ小班、四二林班イ小班、四四林班イ小班、四五林班イ小班、四六林班イ<sup>1</sup>及びイ<sup>2</sup>の各小班並びにこれらに囲まれた区域一円（図面は別図二のとおり）  
 3 存続期間 平成十三年十一月一日から

平成二十三年十月三十一日まで

- 三 1 名称 紅葉山鳥獣保護区特別保護地区  
 2 区域 黒石市大字南中野地内紅葉山鳥獣保護区のうち黒石市大字南中野字不動館二六の一、二六の四、二六の一四八、二六の一四九、二六の一五〇、二六の一五

## 青森県告示第五百八十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十六条の規定により告示する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 1 名 称 遠瀬休猟区

2 区 域

三戸郡田子町大字遠瀬字下モ川地内町道道前田山線と県道道前淨法寺線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み青森県と岩手県の県界との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道道前田山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道和田・道地奥線との交点に至り、同点から同町道を西に進み折森沢との交点に至り、同点から同沢を北に進み釜の沢林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み国道三九四号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図二のとおり）

二 1 名 称 小坂休猟区

2 区 域

平成十三年十一月一日から  
平成十六年十月三十一日まで

三 戸郡田子町大字遠瀬字下モ川地内町道道前田山線と県道道前淨法寺線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み青森県と岩手県の県界との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道道前田山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道和田・道地奥線との交点に至り、同点から同町道を西に進み折森沢との交点に至り、同点から同沢を北に進み釜の沢林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み国道三九四号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から  
平成十六年十月三十一日まで

4 1 名 称 有戸休猟区

2 区 域

上北郡野辺地町字向田地内国道二七九号と町道中蕩道路線との交点を起点とし、同点から同町道を東に進み町道豊畑柵線との交点に至り、同点から同町道を南に進み県道野辺地六ヶ所線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図四のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から  
平成十六年十月三十一日まで

五 1 名 称 大畑野休猟区

2 区 域

上北郡十和田湖町大字奥瀬字北向地内町道焼山線と町道中川原北向線との交点を起点とし、同点から同町道を南西に進み仙ノ沢開拓道交歩道との交点に至り、同点から同歩道を北西に進み町道道交仙ノ沢開拓線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み作業道柄久保仙ノ沢開拓線との交点に至り、同点から同作業道を西に進み町道焼山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図五のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から  
平成十六年十月三十一日まで

三 1 名 称 八栗平休猟区

平成十三年十一月一日から  
平成十六年十月三十一日まで

## 青森県告示第五百八十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八百八号）第二十七条において準用する同令第二十六条の規定により告示する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

一 1 名 称 上羽立銃猟禁止区域

2 区 域

十和田市大字洞内地内市道芦沢七郷線と県道七戸十和田湖線との交点を起点とし、同点から同県道を北に進み市道芦沢樽石線との交点に至り、同点から同市道を西に進み五十貫田川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北に進み市道北野八郷線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道下町上羽立線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道四号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道茶屋羽立線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道北野八郷線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道芦沢七郷線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起點に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から

二 1 区 域

東津軽郡蓬田村大字蓬田地内蓬田川右岸と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点を起点とし、同点から同右岸を西に進み国道二八〇号との交点に至り、同点から同国道を北に進み広瀬川左岸との交点に至り、同点から同左岸を東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み起點に至る線で囲まれた区域一円及び起點から海岸線を北に進み広瀬川左岸との交点

に至る海岸線から沖合五〇〇メートル以内の海域（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から  
平成二十三年十月三十一日まで

2 区 域

西津軽郡岩崎村大字森山地内根竜川右岸と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点を起点とし、同点から同右岸を北東に進み国有林津軽森林管理署鰺ヶ沢事務所深浦森林管理センター八〇林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み同センター八一林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み同センター八二林班と岩崎村有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み濁川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南西に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北に進み起點に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から  
平成二十三年十月三十一日まで

## 青森県告示第五百八十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十七条において準用する同令第二十六条の規定により告示する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

一 名 称 野辺地銃猟禁止区域

二 区 域

上北郡野辺地町字千草橋地内の最大高潮時海岸線と千草橋川右岸との交点を起点とし、同点から同右岸を南西に進み東日本旅客鉄道株式会社大湊線との交点に至り、同点から同大湊線を南西に進み町道淋代線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道田挟沢・タラノ木線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み町道下町・一ノ渡線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道牧場線との交点に至り、同点から同町道を南に進み野辺地町と東北町の町界との交点に至り、同町界を南に進み東日本旅客鉄道株式会社東北本線との交点に至り、同点から同東北本線を北西に進み土場川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北東に進み最大高潮時海岸線に至り、同点から起点を結ぶ直線で囲まれた区域（図面は別図のとおり）

三 存続期間

平成十三年十一月一日から永久

## 青森県告示第五百八十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により、昭和四十六年十一月二十四日青森県告示第九百三十二号（銃猟禁止区域の設定）をもつて告示した五戸銃猟禁止区域の区域を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成十三年十一月一日から施行する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

第一号を次のように改める。

## 二 区域

三戸郡五戸町字上新井田地内県道五戸六戸線と町道高校通線との交点を起点とし、同点から同町道を北東に進み町道川原町根岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道沢中森線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道一本木傘松線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道根前線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道古館越掛沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み五戸川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南西に進み県道五戸六戸線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円  
(図面は別図のとおり)

別図を次のように改める。

## 青森県告示第五百八十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により、平成六年十月二十八日青森県告示第七百六十号（銃猟禁止区域の設定）をもって告示した桜ヶ丘銃猟禁止区域の区域及び存続期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成十三年十一月一日から施行する。

平成十三年十月三十一日

青森県知事 木村守男

第一号の2及び3を次のように改める。

2 区域

八戸市湊高台一丁目一番地地内国道四五号と県道八戸環状線との交点（四本松交差点）を起点とし、同点から同県道を北東に進み市道柳町下大久保道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道湊高台一号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道湊高台一号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道新井田白銀線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道西ノ平大塚線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道野場種差線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道階上道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み町道大渡八戸市境線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道四五号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成十三年十一月一日から

平成二十三年十月三十一日まで

別図一を次のように改める。